

地方創生推進事業「ブランディング・シティプロモーション事業」委託業務に係る 評価基準

企画提案書の内容等について、次の項目ごとに審査を行うものとする。

なお、合計点数は300点満点とし、本公募における基準点は、180点（合計得点の60%）とし、180点未満の場合は、契約候補者として選定しないものとする。

評価基準

(1) 地域ブランディング計画策定支援（小計65点）

【A：調査業務について（5点）】

- ① 本事業のターゲットである女性や若年層の動向や志向を的確にとらえることができるアンケートやヒアリング調査の提案であり、調査手法の信頼性が担保されているか。

【B：PT、WG支援業務について（5点）】

- ② PTやWGの調査・研究、企画立案等への支援内容が効果的な内容となっており、PTやWGの支援を行うための人員確保及び人材の能力が確保されているか。また、計画策定までのスケジュールが的確に想定されているか。

【C：計画案の提案について（50点）】

- ③ 提案された計画案が、本事業の背景・目的・方針・方向性を踏まえた上で、ターゲットに効果的な内容となっているか。
- ④ 中長期的に本事業が継続していけるよう自立・自走に向けた仕組みが構築される提案となっているか。また、実現性が担保されている内容か。

【D：計画書について（5点）】

- ⑤ 計画書の編集や印刷など、市民にわかりやすい計画書が提案されているか。その他の配慮が提案されているか。

(2) 恋人の聖地周辺地域整備計画策定支援（小計35点）

【A：地域調査業務及び報告書の作成について（10点）】

- ① 地域の現状を十分把握した上で、地域住民の意向や各種規制を把握するための調査内容及び調査方法が提案されているか。

【B：魅力向上整備計画策定について（20点）】

- ② 地域の歴史・文化・自然や地域の強みを生かした魅力向上整備計画案が提案されているとともに、各種規制等を考慮した内容となっているか。
- ③ 計画案の実施にあたり、国・大阪府・民間団体の交付金や助成金を把握しており、活用が的確に提案されているか。

【C：CGパース等による整備計画書の編集・印刷業務について（5点）】

- ④ 計画書の編集や印刷など、市民にわかりやすい計画書が提案されているか。また、その他の配慮が提案されているか。

(3) 店舗誘致等地域ブランディング事業実施業務 (小計 190 点)

【A：実施体制及び実績に関する責任について (70 点)】

- ① 店舗誘致や既存店舗のブランディング支援について、責任をもって実績を上げることができるか。また、金額面、他事業者への協力依頼などの実績が上がらないときの対応が十分検討されているか。
- ② 本事業の実施に必要な人員・組織体制となっており、担当者（責任者）が迅速かつ柔軟に対応できるか。また、貝塚市と連絡調整を行い、十分に意思疎通を図れる体制が整っているか。
- ③ 受託事業者が本事業を適切に実施するための技術やノウハウ、実績を有しているか。また、本事業専任の担当者（責任者）が選任されており、その担当者の経験・能力が優れているか。

【B：提案内容について (70 点)】

- ④ 提案内容について、具体的な事業内容、手段が示されており、その実効性が担保される可能性が高いか。また、事業の進捗状況により、柔軟に対応できる内容となっているか。
- ⑤ 提案内容について、デザイン等において、ターゲット層を惹きつける内容となっており、地域ブランディングに効果があるものであるか。

【C：継続性・自立性について (50 点)】

- ⑥ 本事業終了後においても、中長期的に貝塚市の発展に寄与する自立・自走していく仕組みの構築することができる実現性・実効性のある内容が提案されており、実際に実施していける熱意や意欲及び責任感があるか。

(1) ~ (3) 見積額 (小計 10 点)

- ⑦ 見積額が明確に算出されているか。また、適正な金額であるか。

合計 300 点